第141回　法務事務所便り

～時間外労働等改善助成金　職場意識改善コースのご案内～

公認会計士・行政書士
杉浦登事務所
土持　恵子

残業時間削減や年次有給休暇の取得促進等を図る中小企業事業主に対して、その実施に要した費用の一部を助成します。

【対象企業】　（次①～④の全て満たすことが必要です）

①中小企業事業主であること

②年次有給休暇の年間平均取得日数が13日以下、かつ月間平均所定外労働時間が10時間以上であること
（平均値は非正規雇用者を含めた全ての従業員を対象に算定）

③下記例のような取組を行い、対外的な経費を発生させること

④取組の結果として、年次有給休暇の取得増、時間外労働の削減の数値目標の達成を目指すこと

【対象経費となる取組例】

・外部専門家（社会保険労務士や中小企業診断士など）による研修やコンサルティング
・労務管理用ソフトウェアや労務管理用機器の導入
・労働能率の増進につながる設備や機器の導入　など

【支給額】

「年次有給休暇の取得促進」及び「所定外労働削減」を成果目標とした場合

成果目標の達成状況	補助率	1企業当たりの上限額
両方とも達成し、かつ年次有給休暇の年間平均取得日数を１２日以上増加させた場合	3／4	１５０万円
両方とも達成	3／4	１００万円
いずれか一方を達成し、かつ年次有給休暇の年間平均取得日数を１２日以上増加させた場合	5／8	１３３万円
いずれか一方を達成	5／8	８３万円
いずれも未達成	1／2	６７万円

「所定外労働時間の短縮」を成果目標とした場合

成果目標の達成状況	補助率	1企業当たりの上限額
達成	3／4	５０万円

計画書を窓口に提出する際、全従業員分の賃金台帳や出勤簿等、労働管理の帳票類が必要です。労働管理が適正かどうかや労務管理書類等にご不明な点がありましたら是非ご相談ください！

http://www.sugiura - kaikei.jp

公認会計士
行政書士
杉浦登事務所(0587)23－3100　鵜飼・土持まで。